

Title	大会社の健全経営のためのチェック機能について： 企業法務・監査の視点から
Author(s)	國澤, 隆雄
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41347
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	くに さわ たか お 國 澤 隆 雄
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 1 4 3 4 8 号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学位論文名	大会社の健全経営のためのチェック機能について ——企業法務・監査の視点から——
論文審査委員	(主査) 教授 吉本 健一 (副査) 教授 末永 敏和 教授 江口 順一

論 文 内 容 の 要 旨

1. わが国大会社の健全経営とチェック機能が、過去有機的に機能しなかったのはなぜか。
2. 大会社の健全経営とチェック機能のため何をどう改善すればよいか。
3. わが国大会社法制の歴史、諸外国の会社法制、不正・紛争事例を概観し、経営・金融、計算・会計といった実践的、学際的、多角的に考察しながら、企業不正の本質的解明と企業実務の実証的検討および一般市民の企業不正に対する理解に沿った形で、大会社の健全性をいかに確保するかについて、企業法務・監査の視点から論じたい。
4. わが国大会社の統治制度の特徴は、イギリス・アメリカの市場取引を中心とした年金基金等機関投資家によるものと区別された、法人間の株式相互持ち合い、メインバンク制度、長期的な取引慣行等が特徴的である。ドイツの銀行主導・同族支配といったモニタリングとも異なる。大会社のこのような統治制度の特徴は、急激な経済構造の変革と国際化に対応できない。
5. 何よりも大切なことは、企業の所有者は株主であること、株主が大会社の主権者であるということである。株主が経営者から疎外されないよう、経営者の行動を監視する制度でなければならない。わが国の経営風土・歴史の長所を生かした形のもので、欧米型の市場取引を中心とした管理運営機構の構築とチェック機能の確立が要請される。
6. わが国大会社の健全経営のためのチェック機能について次のとおり改善案を提起したい。
 - (1) 現行の取締役会および監査役・会を併合した新たな取締役会を設置し、この機構を経営管理の中核とする。取締役会は、経営取締役と執行取締役より構成する。
 - (2) 取締役会に社外取締役を過半数とした選考委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。
 - (3) 就任後の経営取締役および執行取締役には必要な研修を義務付け、業績評価に応じた報酬を支払いその内容を株主に開示する。
 - (4) 取締役会議長と執行取締役である代表取締役とは兼務させない。また、一般的に広く行われている使用人兼務取締役は廃止する。
 - (5) 商法上の会計監査人制度は、原則として廃止し、自己資本比率が一定の基準未満になったとき早期是正措置として会計監査人の導入を義務付ける。

- (6) 企業間の株式相互持ち合いによって、経営者による経営支配がおこっている現状に鑑み、株式相互持ち合いの規制を強化し、資本の空洞化を無くすべきである。また、生保・年金基金などの機関投資家が「物を言う」株主に成長することが大切である。
- (7) 代表取締役社長等経営者は、所属会社のため、自信と先見性あるバランス感覚をもって、自らすすんで、国際社会で通用する行動基準を公開し、その基準を遵守することを実践すべきである。
- (8) 株主は、経営に非効率な行動なり結果があれば、株式を売却する権利を行使するか、経営取締役および執行取締役への経営委任を株主総会で解消することも視野に入れるべきでなかろうか。

論文審査の結果の要旨

本論文は、大規模株式会社の健全経営を確保するために、現行法制度のチェックシステムにどのような問題があるか、その原因は何か、これに対処するにはどのような方法があるかについて、総合的・多角的に検討するものである。

近時、いわゆる企業不祥事といわれる総会屋に対する利益供与や粉飾決算など種々の事件が発生しており、大会社の健全経営の確保が喫緊の課題となっているところから、時宜を得たテーマであると評価することができる。本論文の特徴は、以下のようにまとめることができる。

①大会社の健全経営の確保は、いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題の一つとして先進諸外国でも論議されているが、そのような諸外国における議論を幅広い資料収集により、比較対象として検討している。

②テーマの問題を抽象的な議論ではなく、具体的な事例について丹念にケース・スタディを行っている。

③会社法学だけでなく、会計学、監査論、内部統制論などの他の諸科学の知識をも用いながら学際的な検討を行っている。

④事例研究の対象として、貸借対照表や損益計算書あるいはアンケート調査の結果やアニュアル・レポートなど豊富な第1次資料を検討材料としている。

⑤推論の進め方が著者の豊富な実務経験を基礎として、具体的でかつ説得的である。

以上のことから、本論文は、この分野における独創性ある論文として価値があり、博士の学位を授与するに値するものと評価される。